

# 大田区分別収集計画

(第11期 令和8～12年度)

令和7年8月

大 田 区

# 大田区分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 1 計画策定の意義

大田区は大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた暮らしの豊かさから、有限な資源を効率的・循環的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を通じて、資源循環型の経済・社会行動や生活様式への転換を図り、環境に負荷を掛けない持続可能な真の豊かさを実現するために積極的に取り組んでいる。持続可能な循環型社会の構築のためには、「大田区一般廃棄物処理基本計画」に定める事項を円滑かつ的確に実施することに加え、「第2次大田区環境基本計画」や「大田区基本計画（令和7年3月策定）」の取り組み成果を検証し、取り巻く社会経済状況の変化に対応しながら、ごみの排出を抑制し、リサイクルを推進していく必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進及び分別収集の実施等に関する事項について定めたものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、廃棄物の減量や資源の有効利用を図り、最終処分場の延命化と環境負荷を低減し持続可能な循環型社会の形成を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画の実施にあたっての基本的方向は、次のとおりである。

- 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出抑制を最優先の課題として、再使用・リサイクルを基本とした循環型社会を形成する。
- 区民、事業者等と相互に連携・協働して、消費者の分別意識の向上、資源回収の充実を図る。
- 効率的かつ環境負荷の低減に配慮した収集・処理システムの構築を目指す。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。（容器包装リサイクル法第8条第1項）。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物及び製品プラスチックを分別収集の対象とする。対象品目は次のとおり。

- ① スチール製容器
- ② アルミ製容器

- ③ ガラス製容器（無色・茶色・その他）
- ④ 飲料用紙容器（紙パック）
- ⑤ 段ボール
- ⑥ ペットボトル
- ⑦ プラスチック製容器包装
- ⑧ 製品プラスチック

**5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み**  
 （容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	41,986	42,128	42,027	42,030	42,028
製品プラスチック	4,356	4,370	4,360	4,360	4,360

**6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項**  
 （容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出者である区民、事業者等への情報提供と意識向上を目的として、以下の方策により普及・啓発を推進する。

**(1) 協働の推進【資源循環学習教室（環境学習）】**

将来を担う子どもたちが廃棄物の処理や資源の有効利用について学び、実践することを目的として、小学校（主に4年生）、保育園（私立も含む）及び児童館に対して資源循環学習教室を実施する。

また、幅広い世代に対して、ごみの正しい排出方法やリサイクルの重要性、新たな環境課題や対策のための具体的な解決行動などについて理解を深めるための学習機会を設け、区民、事業者等との連携・協働の推進を図る。

**(2) 3Rの推進キャンペーン**

毎年10月の「3R推進月間」に合わせ、区報、ホームページ等を活用した3Rに関するキャンペーンを展開する。

また、区内の小中学生から地球にやさしいまちづくりポスターを募集し、表彰する。作品は、区役所、生活展、環境フェア等で展示し、区民の意識啓発を図る。

**(3) イベント開催時における普及・啓発**

OTAふれあいフェスタ、子どもガーデンパーティ、エコフェスタ、環境フェアなどのイベント開催時に、分別に関するゲームの実施、スケルトン車による積み込み体験等を行い、廃棄物の扱いに対する区民の意識を高める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	びん
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

位：t

分別収集する容器包装の種類	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	730	733	731	731	731
主としてアルミ製の容器	1,055	1,059	1,056	1,056	1,056

無色のガラス製の容器	1,788		1,794		1,789		1,789		1,789	
	引渡	独自処理								
	—	1,788	—	1,794	—	1,789	—	1,789	—	1,789
茶色のガラス製の容器	981		985		982		982		982	
	引渡	独自処理								
	—	981	—	985	—	982	—	982	—	982
その他のガラス製の容器	2,238		2,245		2,241		2,241		2,241	
	引渡	独自処理								
	1,923	315	1,929	316	1,925	316	1,925	316	1,925	316
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	135		135		135		135		135	
主として段ボール製の容器	10,226		10,260		10,236		10,237		10,236	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	3,462		3,474		3,465		3,466		3,465	
	引渡	独自処理								
	—	3,462	—	3,474	—	3,465	—	3,466	—	3,465
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	4,929		5,134		5,211		5,311		5,411	
	引渡	独自処理								
	—	4,929	—	5,134	—	5,211	—	5,311	—	5,411
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	672		700		711		724		738	
	引渡	独自処理								
	—	672	—	700	—	711	—	724	—	738

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

(1) 4対象品目の①～⑥

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

(2) 4対象品目の⑦、⑧

=直近年度のごみ量実績×プラスチック混入率×分別協力率×人口変動率

※令和4年11月に一部地域でプラスチック分別回収を開始、令和7年4月から区内全域で実施

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集は、資源回収場所（集積所）において実施することを基本とする。

また、自治会、町会等の区民団体が実施している集団回収についても、促進を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
	アルミ製容器	かん	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	区による分別回収	民間業者
紙類	飲料用紙容器	紙パック	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
	段ボール	段ボール	区民団体による集団回収	民間業者
			区による分別回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による分別回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック	区による分別回収	民間業者
	製品プラスチック	プラスチック	区による分別回収	民間業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

分別収集した容器包装廃棄物を、区内の民間業者の施設において選別、圧縮、保管する。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 容器包装廃棄物の分別回収を円滑かつ効率的に進めるために、区民、区民団体及び事業者の代表により構成される大田区清掃・リサイクル協議会の意見を聴取する。
- 自治会、町会等の区民団体の自主的な活動である集団回収を促進するため、必要な支援を実施する。